

## 只木ゼミ前期第7問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

1. 弁護レジュメ 2 頁 21 行目以下で「相互的な監督過失の同時正犯に解消できる」とある  
5 が、上下関係にない共同者相互間には監督関係を認めることができず、これでは監督過失としての結果回避義務を認める根拠があるとはいえない。この場合については過失犯の共同正犯を同時正犯に解消できないのではないか。
2. 弁護側は過失の共同正犯を認めず、同時正犯により処理するとしている(弁護レジュメ 2 頁 6 行目以下)が、条件関係の有無が択一的競合として問題となると思われる。また因果  
10 関係の認定においても、他者の行為意をどのように位置づけ、過失行為の危険が現実化したといえるのかも問題となる。弁護側はこの点につきどのように判断するか。
3. 弁護側は本件における「因果関係の基本的部分」はどの部分であると考えてるか。

以上